

後期高齢者医療制度ご加入の方へ

無料

訪問による歯科健診を実施します

対象者

大阪市に在住の後期高齢者医療制度の被保険者の方で、通院による歯科健診が受診できない方

※対象外となる方については、裏面の「ご注意」をご確認ください。

受診期間

毎年4月1日～翌年3月31日

※上記期間内に1回受診できます。



受診費用

無料

健診内容

●歯の状態

現在有している歯や喪失している歯を確認します。

こうくう

●口腔の衛生状態

歯垢や舌苔の状態などを確認します。

●口腔乾燥の状態

口腔内の乾燥状態を確認します。

えんげ

●嚥下機能

食べ物や唾液の飲み込みがスムーズにできるかを確認します。

●舌機能

食べるために必要な舌の動きを確認します。



など...

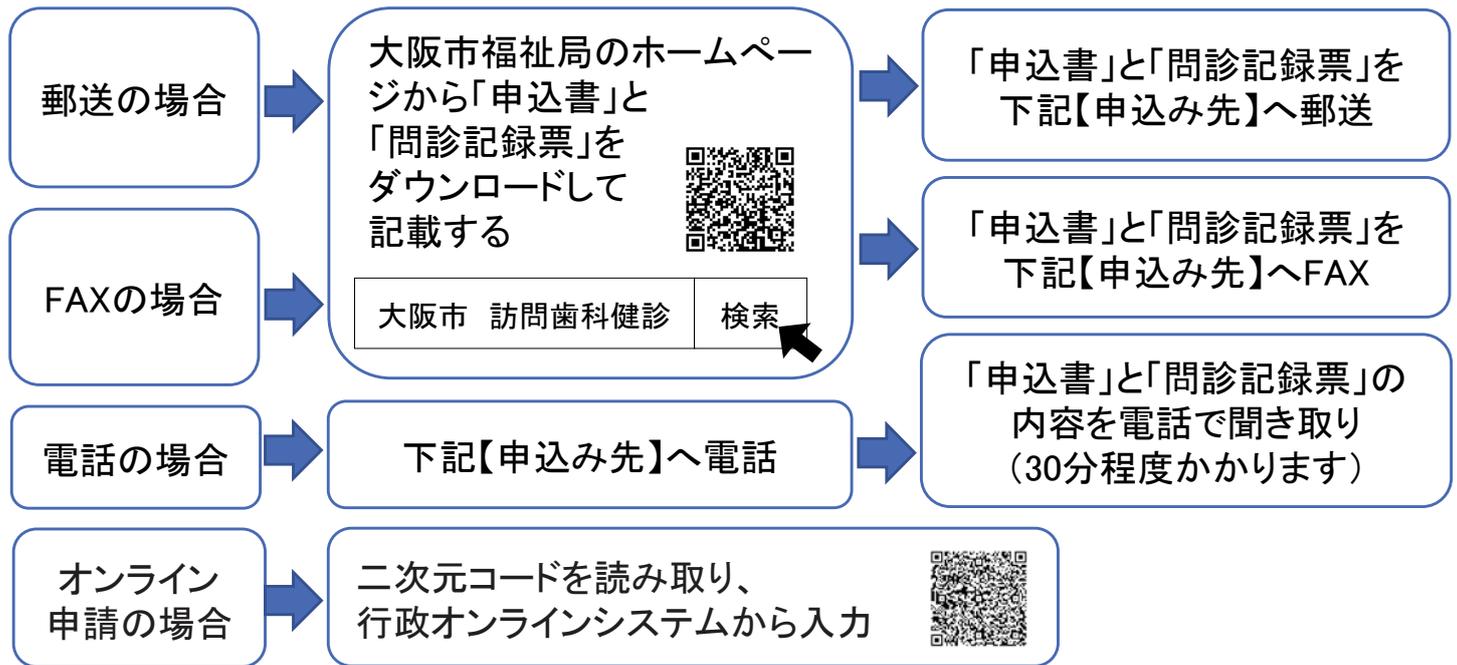
★歯の状態だけでなく、お口の機能(嚥下機能・舌機能)をチェックします。

★義歯(入れ歯)をお使いの方や、歯を喪失している方も受診できます。

★治療や口腔清掃は含まれませんので、希望される場合は、健診後に訪問歯科診療等の利用をご検討ください。

申込み方法は裏面へ

申込み方法 と 申込み後の流れ



- 1 お申込み後、大阪府歯科医師会へ申込者の情報を送付します。
- 2 訪問歯科健診を実施する医療機関から、申込者へ訪問日時の調整を行います。
- 3 歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯科健診を実施します。

※対象者の同意のもと、関係者(医療職・介護職等)も代理で申込みことができます。

※訪問日時の調整の結果、歯科医師1名での訪問になることがあります。その場合、健診結果により、後日歯科衛生士が訪問し、指導を行うことがあります。

<個人情報の取扱いについて>

この訪問歯科健診に関する個人情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。健診の結果等は、大阪市が実施する保健事業等に使用し、また個人を特定できない数値データとして、統計的に利用及び活用します。

ご注意

大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する歯科健診の対象者でない方、または、今年度すでに歯科健診を受診した方は、この訪問歯科健診を受診することはできません。

(参考)大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する歯科健診の対象者でない方

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方

- ・病院又は診療所に入院中の方
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

問合わせ
申込み先

大阪市福祉局 生活福祉部 保険年金課(保健事業グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話 06-6208-9876 FAX 06-6202-4156